

南魚沼市告示第 251 号

農業振興地域の整備に関する法律第 12 条第 1 項に規定する公告

南魚沼農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する同法律第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 20 日

南魚沼市長 林 茂 男



- 1 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
南魚沼市役所 本庁舎 北分館 2 階 農林課
南魚沼市六日町 180-1